

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		原子力防災対策の充実・強化				
評価方式		総合・実績・事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	9
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度概算要求額
予算 の 状 況	当 初 予 算 ( 千 円 )	8,970,156 <0>	13,763,226 <0>	14,090,733 <0>	12,210,137 <0>	26,130,515 <0>
	補 正 予 算 ( 千 円 )	12,871,875 <0>	20,000,000 <0>	9,000,000 <0>		
	繰 越 し 等 ( 千 円 )	0 <0>	15,666,976 <0>	34,813,488 <0>		
	計 (千円)	21,842,031 <21,842,031>	49,430,202 <49,430,202>	57,904,221 <57,904,221>		
	執行額 (千円)	3,820,324 <0>	11,053,277 <0>	32,660,621		
政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	原子力防災対策の充実・強化					番号	9	(千円)	
	予 算 科 目							予算額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	27年度 当初予算額	28年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	●	1	エネルギー対内閣府/電源開発促進勘	原子力安全規制対策費	原子力の安全規制対策に必要な経費	12,210,137	26,130,515	233,488	
	●	2	東日本大震災復興庁	地域活性化等復興政策費	原子力災害対策に必要な経費				
	小計						12,210,137	26,130,515	233,488
合計						12,210,137	26,130,515	233,488	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	原子力防災対策の充実・強化				番号	9	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			27年度当初予算額	28年度概算要求額	増△減額		
原子力発電施設等緊急時安全対策交付金	●	1	12,170,137	25,679,218	13,509,081	233,488	政策評価結果における「PDCAの結果を踏まえ、優先順位をつけ24道府県に支援を行う」の記載を受け、防災活動資機材に関する予算計上の一部見直しを行った。
合計			12,170,137	25,679,218	13,509,081	233,488	

# 平成26年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府26-41(政策11-施策①))

政策名	原子力災害対策の充実・強化					
施策名	原子力災害対策の充実・強化					
施策の概要	原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であり、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図る。					
達成すべき目標	原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力施設周辺地域において防災活動上必要となる資機材、設備、施設等を着実に整備するなどして、原子力災害対策の充実・強化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	8,970	13,763	14,091	12,210
		補正予算(b)	12,872	20,000	9,000	—
		繰越し等(c)	—	15,668	34,813	/
		合計(a+b+c)	21,842	49,432	57,904	
執行額(百万円)	—	11,054	32,660			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」(平成25年9月3日原子力防災会議決定) 「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定) 「総理施政方針演説」(平成27年2月12日) (該当部分)「国が支援して、しっかりとした避難計画の整備を進めます」					

測定指標	①原子力緊急時連絡網、原子力防災資機材等の整備、住民防護対策の強化を実施した都道府県数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
		24道府県	-	-	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県	
	年度ごとの目標値	/	-	-	24道府県	24道府県	24道府県	/	
	②地域防災計画等を策定する都道府県への支援を実施した都道府県数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	達成
24道府県		-	-	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県		
年度ごとの目標	/	-	-	24道府県	24道府県	24道府県	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 測定指標①、②については原子力施設周辺地域における原子力災害対策の充実・強化を行う上での主要な取組であり、関係する24道府県すべてに対し実施した。 したがって、施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	(有効性・効率性) 測定指標①について、達成手段「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」により、原子力災害対策重点区域に含まれる道府県(24道府県)における連絡網整備、資機材整備が行われた。 また、達成手段「原子力災害対策事業費補助金」(平成26年度補正予算)により、緊急時に即時避難が困難な要援護者及び住民等の屋内退避施設(36施設)並びに現地の緊急時対策拠点施設(2施設)に関して、合計38施設の放射線防護対策工事(放射性物質除去フィルターの設置等)への補助金の交付決定を行い、原子力発電所周辺の住民防護対策の強化を図った。これにより、累計で185施設に対し同決定を行った。また、平成24年度及び25年度で事業を実施した、発電所から概ね10km圏内の放射線防護対策施設134施設について、屋内退避の実施に必要な資機材・物資(安定ヨウ素剤や個人総線量計、食料等)の備蓄に対する補助金の交付決定を行った。 なお、当該補助金については、平成26年度行政事業レビューにおける「選定基準を明確にすべき」等の指摘を踏まえ、緊急時に即時避難が求められるPAZ(予防的防護措置を準備する区域)を含む原子力発電所から概ね10km圏内の施設を対象とすると共に、施設の耐震基準が満たされていること及び耐津波性が十分考慮されていること等を対象要件とした。  測定指標②について、災害対策基本法第40条、42条に基づき、都道府県及び市町村は、地域防災計画を策定することとなっている。しかし、地域防災計画については、訓練等を通じたPDCAを機能させることにより、継続的にその具体化・充実化に努める必要がある。そのためPDCAの結果を踏まえ、優先順位をつけ24道府県に支援を行うことで、地域防災計画の充実化を図っている。具体的には、原子力発電所が所在する13地域についてワーキングチームを設置し、自治体による計画の策定・充実化の取組を支援した。鹿児島県川内地域については、平成26年9月、関係省庁、鹿児島県及び関係市町が出席したワーキングチームの会合において避難計画を含む緊急時の対応を確認し、その確認結果は、原子力防災会議に報告され了承された。なお、地域防災計画に関しては、原子力発電所等の所在及び周辺都道府県にあたる計24道府県においてすでに策定を完了しており、平成26年度は計11府県で改定を完了した。市町村に関しては、福島地域を除く対象の122市町村のうち平成26年度は4市町村で策定を完了し、計121市町村が策定を完了している。また、避難計画については、同122市町村のうち平成26年度は15市町村で策定を完了し、計83市町村が策定を完了している(平成27年3月末現在)。  (課題等) 平成26年9月の原子力防災会議において、議長である安倍総理から、「(川内地域について)現地の皆様の理解を得られるよう、関係省庁、関係機関は、丁寧な説明に努めるとともに、今後も実効性の向上、一層の改善、充実に取り組んでいただきたいと思います。その他の地域についても同様の取組みを進めるべく、政府をあげて自治体を全面的に支援してまいります。」とのご発言があった。 これを踏まえ、平成27年3月に、「ワーキングチーム」の名称を「地域原子力防災協議会」(関係省庁、関係自治体等で構成)と変更し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく国の防災基本計画を修正し、同協議会の取組を同計画に明確に位置付けた。更に、同協議会の役割として、これまでの地域防災計画策定の支援等(Plan)に加え、効果的な防災訓練の実施(Do)、訓練結果からの反省点の抽出(Check)、更なる計画等の改善(Action)を追加した。今後は、このPDCAサイクルにより、各地域の原子力防災対策の継続的な充実強化を図っていくこととなるため、次期目標・測定指標への反映が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 原子力災害対策重点区域の原子力防災体制の整備・充実・強化は重要であり、地域原子力防災協議会の活動を核とし、必要な資機材・設備・施設等の整備や、継続的な防災訓練の実施等を引き続き行う。 【測定指標】 地域原子力防災協議会を核としたPDCAの取り組みに依拠して、以下を次期の指標とする。 ①道府県・市町村の地域防災計画の策定状況、市町村の避難計画の策定状況 ②地域原子力防災協議会、原子力防災会議における「地域の緊急事対応の確認」の状況 ※国、地方公共団体等は、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は、原子力防災会議の了承を求め、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。 ③地域原子力防災協議会が関わる総合的な原子力防災訓練の実施状況。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・原子力防災会議 資料・議事録 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/</a>
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)	作成責任者名	参事官 森下 泰	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	----------------	--------	----------	----------	---------